



平成30年4月25日  
株式会社 阿波銀行

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

阿波銀行(頭取 長岡奨)は、本日開催の取締役会において、平成30年6月開催予定の第206期定時株主総会で株主の皆さまによるご承認が得られることを条件として、株式併合および定款の一部変更(単元株式数の変更等)について付議することを決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせします。

以 上



平成 30 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 阿 波 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 長 岡 奨

(コード番号 8388 : 東証第一部)

問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 統 括 部 長 西 大 和  
兼 バリュエーションプロジェクト室長

電 話 番 号 (088) 623-3131

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 30 年 4 月 25 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月開催予定の第 206 期定時株主総会で株主の皆さまによるご承認が得られることを条件として、株式併合および定款の一部変更（単元株式数の変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

##### (2) 単元株式数の変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 単元株式数の変更の条件

平成 30 年 6 月開催予定の第 206 期定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更（単元株式数の変更等）に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当行株式を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、株主の皆さまに安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動も勘案し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

## (2) 株式併合の内容

### ①併合する株式の種類

普通株式

### ②併合の方法・比率

平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	226,200,000 株
株式併合により減少する株式数	180,960,000 株
株式併合後の発行済株式総数	45,240,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に株式併合の割合を乗じて算出した理論値であります。

### ④株式併合の影響等

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

## (3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (4) 株式併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株式数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	10,452 名（100.0%）	226,200,000 株（100.0%）
5 株未満所有株主	123 名（ 1.2%）	174 株（ 0.0%）
5 株以上所有株主	10,329 名（ 98.8%）	226,199,826 株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主さま 123 名（所有株式数の合計 174 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成 30 年 10 月 1 日付）
500,000,000 株	100,000,000 株

(6) 株式併合の条件

平成 30 年 6 月開催予定の第 206 期定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更（単元株式数の変更等）に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>500,000</u> 千株とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>100,000</u> 千株とする。
第 7 条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 7 条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附 則</u> <u>第 2 条（効力発生に関する特則）</u> <u>第 6 条および第 7 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 30 年 6 月開催予定の第 206 期定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更（単元株式数の変更等）に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

①取締役会決議日	平成30年4月25日
②定時株主総会決議日	平成30年6月下旬(予定)
③株式併合の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
④定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
⑤発行可能株式総数変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
⑥単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)

#### (ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成30年10月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成30年9月26日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。

今回当行では、1,000株から100株への単元株式数の変更と5株を1株とする株式併合を予定しております。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを推進しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満と定めています。単元株式数の変更後も、株主の皆さまに安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動も勘案し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的として、5株を1株に株式併合することといたしました。

Q 3. 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 3. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日の前後で、所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000株	3個	600株	6個	なし
例②	1,512株	1個	302株	3個	0.4株
例③	753株	なし	150株	1個	0.6株
例④	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②～④のような場合）は、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前の所有株式数が5株未満の場合（例④のような場合）は、株式併合により、全ての所有株式が端数株主となるため、株主としての地位を失うこととなります。なお、例②～④の株主さまは、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値には影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況に変わることはありませんので、株主さまの所有株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に普通株式1株あたりの資産価値は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまが所有する当行株式の資産価値が変わることはありません。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 3をご参照ください。

Q 5. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A 5. 今回の株式併合により、株主さまの所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、上記Q 3に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールについて教えてください。

A 6. 下記のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月 下旬 定時株主総会決議日

平成 30 年 9 月 25 日 現在の単元株式数（1,000 株単位）での売買最終日

平成 30 年 9 月 26 日 変更後の単元株式数（100 株単位）での売買開始日

平成 30 年 10 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

Q 7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 7. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前の所有株式数が5株未満の株主さまは、株主としての地位を失うこととなります。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部  
〒168-8620 東京都杉並区和泉2丁目8番4号  
電話 0120-707-843（フリーダイヤル）  
受付時間 9:00~17:00（土・日・祝祭日を除く）